

○農林水産省令第六十八号

土地改良法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十三号）及び土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二百九十四号）の施行に伴い、並びに土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（事業参加の申出）</p> <p><b>第二条</b> 法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に、申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一 法第五条第二項、第四十八条第三項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項、第八十五条の三第二項若しくは第七項、第八十七条の二第三項、第八十八条第一項、第九十五条第二項、第九十五条の二第二項、第九十六条の二第二項若しくは第九十六条の三第二項又は土地改良法（以下「<b>施行法</b>」）という。）第五条第四項（<b>施行法</b>第七條第二項及び第九條において準用する場合を含む。）の規定による公告がされる場合 当該公告の期間満了後五日以内</p> <p>二 法第四十八条第六項（法第八十八条第六項、第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、次条において同じ。）の規定による申出をする場合 当該申出の前まで</p> <p>三 土地改良事業に参加する資格を交替しようとする場合 当該交替を希望する日の七日前まで</p>	<p>（事業参加の申出）</p> <p><b>第二条</b> 法第三条第一項第二号の規定による申出をしようとする者は、法第五条第一項の規定により土地改良区を設立しようとする場合にあつては同条第二項の、法第四十八条第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、又は新たな土地改良事業を行うおとする場合にあつては同条第三項の、法第八十五条第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の二第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十五条の三第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うべきことを申請しようとする場合にあつては同条第二項の、法第八十七条の二第一項の規定により同項第二号の事業を行うおとする場合にあつては同条第三項の、法第八十八条第一項の規定により国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画の変更をしようとする場合にあつては同項の、法第九十五条第一項の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構が土地改良事業を行うおとする場合又は同項の規定により数人が共同して土地改良事業を行うおとする場合にあつては同条第二項の、法第九十五条の二第一項の規定により市町村が土地改良事業を行うおとする場合にあつては同条第二項の、法第九十六条の三第一項の規定により市町村が土地改良事業の計画を変更しようとする場合にあつては同条第二項の、土地改良法（以下「<b>施行法</b>」）という。）第五条第一項（<b>施行法</b>第七條第二項及び第九條において準用する場合を含む。）の規定による当該組織を変更しようとする場合にあつては<b>施行法</b>第五條第四項（<b>施行法</b>第七條第二項及び第九條において準用する場合を含む。）の規定による公告の期間満了後五日以内（法第四十八條第六項（法第八十八條第六項、法第九十五條の二第三項及び法第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。以下この条及び</p>

- 2 (略)
- 3 令第一条の三第二項の農林水産省令で定める期間は、七日とする。

(事業参加資格交替の申出)

**第四条** 法第三条第二項前段の規定による申出をしようとする者は同条第二項第二号に規定する農用地の所有者が当該申出に同意する旨を記載した申出書を、同条第二項後段の規定による申出をしようとする者は同条第一項第四号に規定する土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者が当該申出に同意する旨を記載した申出書を、それぞれ農業委員会に提出しなければならない。

2 令第一条の五において準用する令第一条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 同条第一項第二号に規定する農用地又は同項第四号に規定する土地の所在、地番、地目、用途及び地積

(削る)

三 (略)

(映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等)

**第十七条** 令第四条、第七十二条の五及び第七十二条の六において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条（準用行政不服審査法施行令第十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項（これらの規定を法の他の規定において準用する場合を含む。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、法第九十八条第三項（法第一百一十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の異議の申出にあつては、異議の申出人及び準用行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人とする。以下この条並びに第十七条の四第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所

次条において同じ。）に規定する手続により土地改良事業計画を変更しようとする場合にあっては、法第四十八条第六項の規定による申出をする前）に、申出書を農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

3 令第一条の三第二項（令第一条の五において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める期間は、七日とする。

(事業参加資格交替の申出)

**第四条** 法第三条第二項前段の規定による申出又は同項後段の規定による申出をしようとする者は、その連署をもつて、申出書を農業委員会に提出しなければならない。

2 令第一条の五において準用する令第一条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積

三 申出の理由

四 (略)

3 令第一条の五において準用する令第一条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、前項第一号、第二号及び第四号に掲げるものとする。

(映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等)

**第十七条** 令第三条の二、第七十二条の五及び第七十二条の六において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条（準用行政不服審査法施行令第十八条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第九条第三項、第九十八条第七項及び第九十九条第九項（これらの規定を法の他の規定において準用する場合を含む。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、法第九十八条第三項（法第一百一十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の異議の申出にあつては、異議の申出人及び準用行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人とする。以下この条並びに第十七条の四第一号及び第二号において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された

あつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいい、法第九十八条第三項の異議の申出にあつては、当該申出を受けた農業委員会又は関係農業委員会とする。第十七条の四各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（事業年度）

第二十条 土地改良区の事業年度は、一年とする。

2 前項の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、特別の事情があるときは、九月一日から翌年八月三十一日までとすることができる。

（役員の就任の届出の手続）

第二十一条の二 法第十八条第三項又は第十二項の規定により役員が就任したときにおいて、同条第十七項の規定による届出をするには、当該役員の選任に係る選挙録又は総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

（土地改良区の理事の要件の例外）

第二十一条の三 法第十八条第五項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む組合員の数が、当該土地改良区の理事の定数に三を乗じて得た数を下回る場合

二 理事の定数の少なくとも五分の三が、当該土地改良区の組合員であり、かつ、次のいずれかに該当する者である場合

イ 耕作又は養畜の業務を営む者

ロ 耕作又は養畜の業務を営む法人の構成員であつて、当該業務に従事する者

ハ 耕作又は養畜の業務を営む者の行う当該業務に従事する親族

三 当該土地改良区が土地改良施設の管理を行わない場合

（土地改良区の監事の要件の例外）

第二十一条の四 法第十八条第六項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査又は指導を受ける場合

二 税理士又は税理士法人の指導を受ける場合

三 農林水産大臣が定める基準に従つて地方連合会から会計に関する指導を受ける場合

四 当該土地改良区の会計に関する事務を土地改良区連合が行う場合

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十二条の二 法第二十六条第二項（法第一百一十一条の二十三において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

場所であつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいい、法第九十八条第三項の異議の申出にあつては、当該申出を受けた農業委員会又は関係農業委員会とする。第十七条の四各号において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（事業年度）

第二十条 法第十六条の事業年度は、一箇年とする。

2 前項の事業年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。但し、特別の事情があるときは、九月一日より翌年八月三十一日までとすることができる。

（役員の就任の届出の手続）

第二十一条の二 法第十八条第三項又は第十一項の規定により役員が就任したときにおいて、同条第十六項の規定による届出をするには、当該役員の選任に係る選挙録又は総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

（立候補の届出書に記載すべき事項）

第二十一条の三 令第十七条の三第一項の立候補の届出書には、候補者となろうとする者の氏名又は名称、生年月日、本籍、住所及び職業又は事業を記載しなければならない。

（新設）

（新設）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(土地改良区への提出を要する電磁的方法)

第二十二條の三 法第二十六條第三項(法第百十一條の二十三において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める方法は、前條第二号に掲げる方法とする。

(組合員名簿の記載事項)

第二十三條 法第二十九條第一項の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 (略)

三 准組合員があるときは、その氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその権利の種類並びにその法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

四 施設管理准組合員があるときは、その名称、住所及び代表者の氏名(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(貸借対照表の提出を要しない土地改良区)

第二十五條の二 法第二十九條の二第一項の農林水産省令で定める土地改良区は、土地改良施設(資産評価をすべきものに限る。)の管理を行わない土地改良区とする。

(電磁的記録)

第二十五條の三 法第二十九條の二第三項(法第百十一條の二十三において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定めるものは、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものであるとする。

(決算関係書類の公表の方法)

第二十五條の四 法第二十九條の二第四項(法第百十一條の二十三において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

一 事務所で公衆の閲覧に供する方法

二 インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法

(新設)

(組合員名簿の記載事項)

第二十三條 法第二十九條第一項の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合員の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 (略)

三 令第四条第一項前段の規定により二以上の選挙区を設けた場合には、組合員の所属する選挙区の名称及び当該選挙区が同条第四項後段の規定に係る土地の所在地によること

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(特定受益者)

第二十八条之二 法第三十六条第九項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(意見の聴取)

第二十八条之三 法第三十六条第十項の規定による特定受益者及び市町村長からの意見の聴取

は、徴収の方法並びに意見の提出の方法及び期限を記載した書面を送付してするものとする。

2 (略)

3 法第三十六条第十項の特定受益者及び市町村長の意見は、書面により表示されなければならない。

(組合員の資格得喪の通知)

第三十三条 法第四十三条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が連署してしなければならない。

一・三 (略)

2 法第四十三条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書によつてしなければならない。

一 当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者の氏名又は名称及び住所

二 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積

三 資格得喪の原因及びその時期

3 前項の通知書には、当該通知書に農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)

第十八条第一項に規定する農用地利用集積計画の写し又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の写しを添付したときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項の記載を要しない。

(土地改良区が定める管理規程)

第四十七条 法第五十七条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一・二 (略)

(利水調整規程)

第四十八条の四之二 法第五十七条の三の二第一項の農林水産省令で定める農業用の用水施設は、次に掲げる施設とする。

一 ダムその他のえん堤

二 農業用用水路

(特定受益者)

第二十八条之二 法第三十六条第八項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(意見の聴取)

第二十八条之三 法第三十六条第九項の規定による特定受益者及び市町村長からの意見の聴取

は、徴収の方法並びに意見の提出の方法及び期限を記載した書面を送付してするものとする。

2 (略)

3 法第三十六条第九項の特定受益者及び市町村長の意見は、書面により表示されなければならない。

(組合員の資格得喪の通知)

第三十三条 法第四十三条第一項の規定による通知は、左に掲げる事項を記載した書面に当事者が連署してなければならない。

一・三 (略)

(新設)

(管理規程)

第四十七条 法第五十七条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設以外の施設とする。

一・二 (略)

(新設)

- 三| ため池
- 四| 揚水施設
- 五| 前各号に掲げる施設に準ずる施設

(清算人による貸借対照表の作成を要しない土地改良区)

第四十九条の二 法第六十九条の農林水産省令で定める土地改良区は、第二十五条の二に規定する土地改良区とする。

(土地改良区の合併)

第五十条 (略)

2 前項の認可の申請をする場合には、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一七 (略)

八 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(第二十五条の二に規定する土地改良区にあつては、事業報告書、収支決算書及び財産目録)

九 (略)

3 合併により土地改良区を設立しようとする場合には、第一項の認可の申請書に、前項各号に掲げる書類のほか、同項第三号及び第六号に掲げる書類の作成が法第七十三条第一項の設立委員によつてなされたものであることを証する書面を添付しなければならない。

(事業の実施に関する計画)

第五十一条の二 法第七十七条第二項の事業の実施に関する計画においては、土地改良事業を行う場合にあつては法第七十七条第一項の土地改良事業計画に記載すべき事項を、土地改良事業以外の事業又は事務を行う場合にあつては次に掲げる事項を、それぞれ定めなければならない。

一 事業又は事務の内容

二 事業又は事務の実施の方法

三 計画期間

(所属土地改良区の増減手続)

第五十二条 法第八十一条の規定による認可の申請には、第五十一条の規定を準用する。

(土地改良区連合の理事の要件の例外)

第五十二条の二 法第八十二条第三項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該土地改良区連合の所属土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む議員の数が、当該土地改良区連合の理事の定数の三を乗じて得た数を下回る場合

二 当該土地改良区連合の理事の定数の少なくとも五分の三が、当該土地改良区連合の議員であり、かつ、次のいずれかに該当する者である場合

イ 耕作又は養畜の業務を営む者

ロ 耕作又は養畜の業務を営む法人の構成員であつて、当該業務に従事する者

ハ 耕作又は養畜の業務を営む者の行う当該業務に従事する親族

三 当該土地改良区連合が土地改良施設の管理を行わない場合

(新設)

(土地改良区の合併)

第五十条 (略)

2 前項の認可の申請をする場合には、その申請書に左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一七 (略)

八 事業報告書、収支決算書及び財産目録

九 (略)

3 合併により土地改良区を設立しようとする場合には、第一項の認可の申請書に、前項各号に掲げる書類のほか、同項第三号及び第六号に掲げる書類の作成が法第七十三条第一項の設立委員によつてなされたものであることを証する書面を添付しなければならない。

(新設)

(所属土地改良区の増減手続)

第五十二条 法第八十一条の規定による認可の申請には、前条の規定を準用する。

(新設)

(土地改良区連合の監事の要件の例外)

第五十二条の三 法第八十二条第四項ただし書の農林水産省令で定める場合は、第二十一条の四

第一号から第三号までに掲げる場合とする。

(国又は都道府県が定める管理規程)

第六十八条の四の十五 法第九十三条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一・二 (略)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第一項第四号の費用負担者名簿及び土地原簿には、第二十三条(第一号に係る部分に限る。)及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「当該費用を負担する者」と読み替えるものとする。

第七十二条 (略)

2 前項第七号の施行者名簿及び同項第八号の土地原簿には、第二十三条(第一号に係る部分に限る。)及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「法第三条に規定する資格を有する者」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第九十二条の四 次に掲げる農林水産大臣の権限のうち、土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区若しくは土地改良区連合の地区が一の地方農政局の管轄区域を超えないものに係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号(令第六十五条及び第六十六条の規定による権限に限る。)及び第五号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一・五 (略)

(削る)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 土地改良法の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)の施行の際現に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、この省令による改正前の土地改良法施行規則第二十一条の三、第二十三条第三号及び第九十二条の四第一項第六号の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法の施行の際現に存する土地改良区については、この省令による改正後の土地改良法施行規則第五十条第二項第八号(貸借対照表に係る部分に限る。)の規定は、改正法の施行の日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。

(新設)

(管理規程)

第六十八条の四の十五 法第九十三条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設以外の施設とする。

一・二 (略)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第一項第四号の費用負担者名簿及び土地原簿には、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「当該費用を負担する者」と読み替える。

第七十二条 (略)

2 前項第七号の施行者名簿及び同項第八号の土地原簿には、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「法第三条に規定する資格を有する者」と読み替える。

(権限の委任)

第九十二条の四 次に掲げる農林水産大臣の権限のうち、土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区若しくは土地改良区連合の地区が一の地方農政局の管轄区域を超えないものに係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号(令第六十五条及び第六十六条の規定による権限に限る。)及び第五号に掲げる権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一・五 (略)

六 令第四十七条の規定による権限

2 (略)